

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについて

【中間答申】

（素案）

令和元年●●月●●日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

目次

はじめに	1
1. 舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について	2
2. 審議事項の概要	4
3. 中間答申	5
4. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について 7	
(1) ごみ処理に関する市民サービスの充実	8
(2) 適正なごみ処理体制の維持	10
(3) 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し	12
(4) 其他のごみ減量施策、適正排出に向けて	15
おわりに	17

はじめに

舞鶴市では、平成 28 年 4 月に舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定され、3 R（ごみの発生抑制、ものの再使用、資源化）の推進と、適正な廃棄物処理施設の整備・維持管理に努められているところである。

一方で、計画策定以降、廃棄物をめぐる情勢の変化は著しく、とりわけ、食品ロスや海洋プラスチック問題については、去る 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布され、また、同月政府においては「プラスチック資源循環戦略」を策定。さらに 6 月には、G20 サミットにおいて、海洋ごみに関する合意がとりまとめられるなど、国内外において廃棄物に係る新たな方向性が次々と示されている。

こうした中、平成 31 年 3 月 25 日に開催した舞鶴市廃棄物減量等推進審議会において、舞鶴市長から「舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し」「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について諮問を受け、諮問事項のうち、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」（以下、「ごみ処理手数料」という。）については、基本計画の中間見直しを検討する上で重要な事項であることから、市の要請により先行して審議することとした。

本審議会では、廃棄物に係る昨今の動向、舞鶴市における廃棄物の状況や多様な地域特性に留意しながら、多様な立場から審議し意見の取りまとめを行ったので、ここに中間答申するものである。

令和元年●●月●●日
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山 川 肇

1. 舞鶴市の一般廃棄物処理施策の概要、ごみの現状について

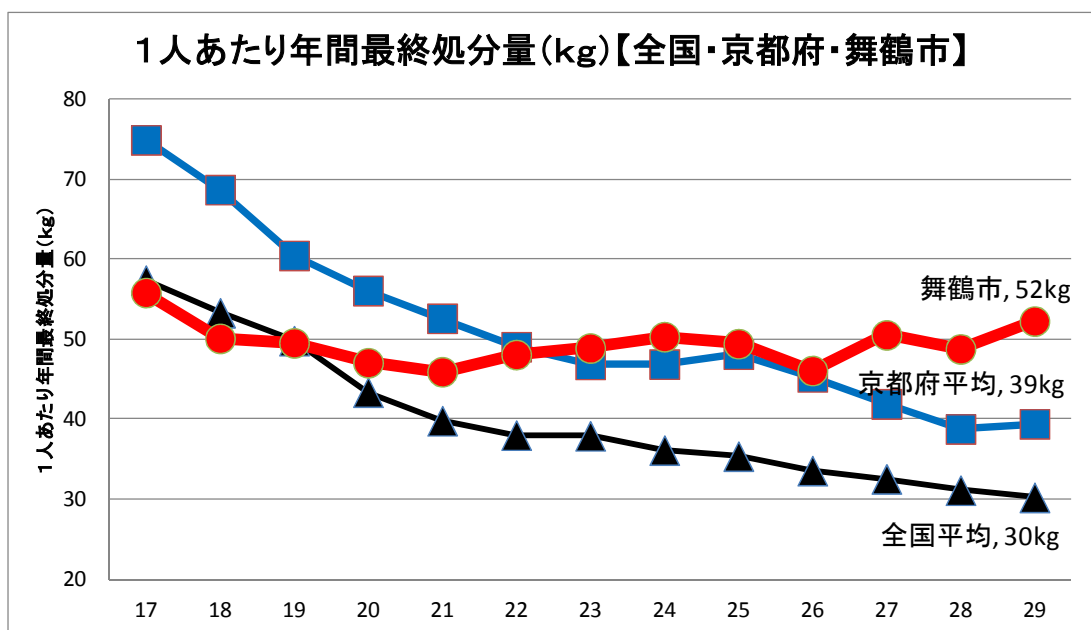
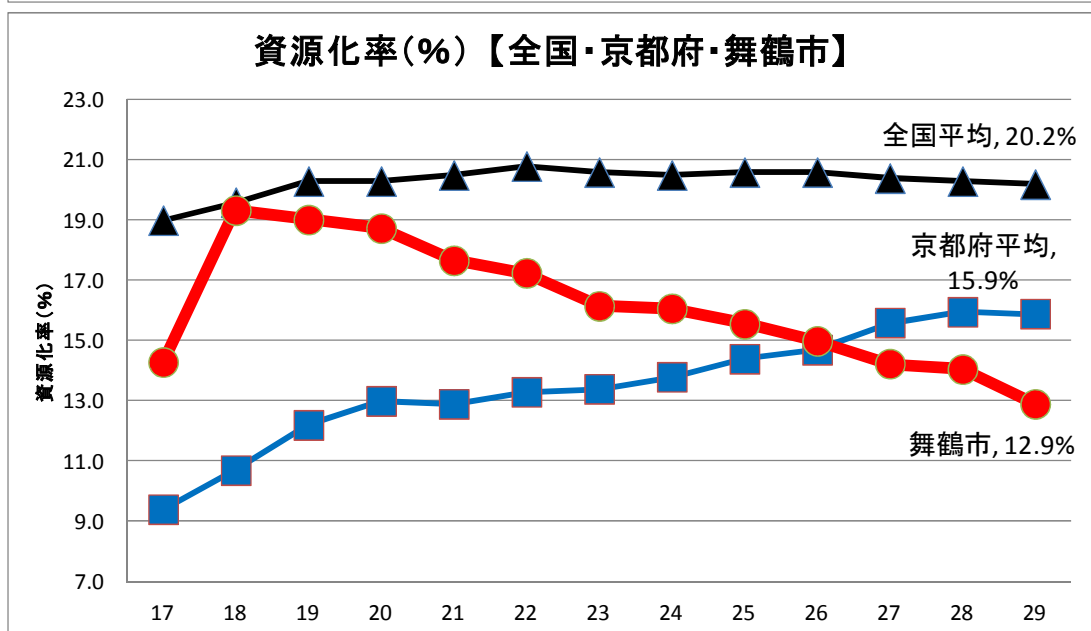
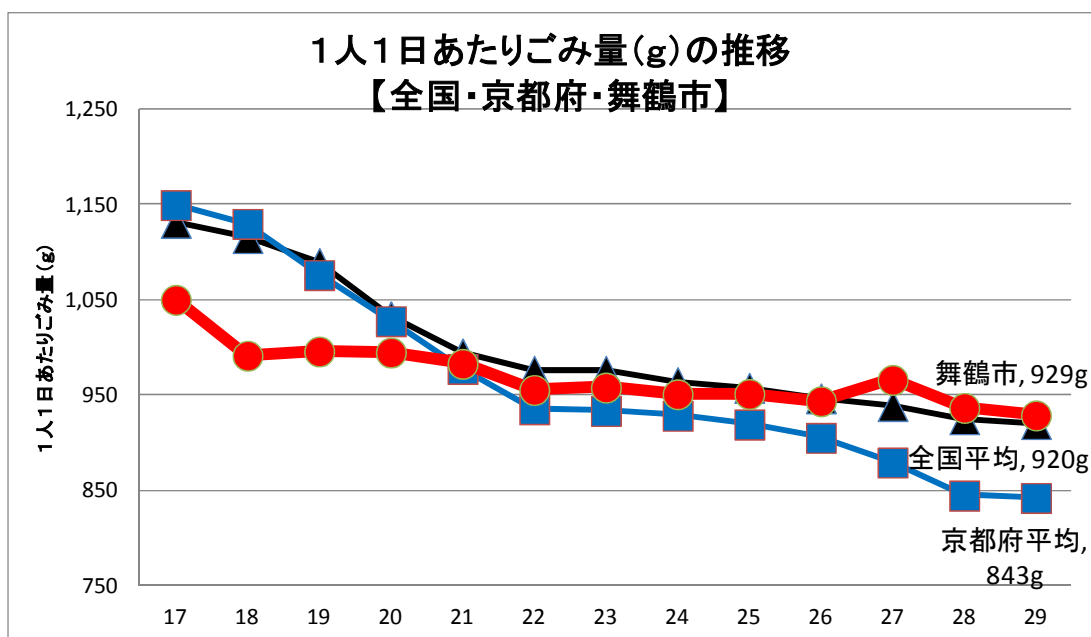
環境省の一般廃棄物実態調査（平成 29 年度）によると、舞鶴市の 1 人 1 日あたりごみ排出量は 929 g となっており、ここ数年はゆるやかな減少傾向にあるものの、京都府平均の 843 g、全国平均の 920 g と比較すると本市の排出量は多く、ごみ減量、発生抑制の余地は大きいものと考えられる。

一方で、資源化率については、平成 29 年度は 12.9%と、全国平均の 20.2%、京都府平均の 15.9%のいずれも下回っている。本市のごみの特性を見ると、ごみの 88%を占める可燃ごみには紙類が多く含まれており、近年の全国推計では可燃ごみの約 30%が紙類とされているが、本市では約 40%となっている。プラスチックの割合についても、全国推計では 10%弱となっているが、本市では 10%超となっている。このように本市ではリサイクル可能な資源が『ごみ』として処分されており、可燃ごみの一層の分別が可能であると考えられる。

こうした中、市では、不燃ごみ 7 種 9 分別収集を平成 31 年 4 月から開始し、新たにプラスチック包装・袋類を分別収集・資源化の対象としたところである。これにより本市におけるプラスチックの資源化を推進する仕組みが整い、一層の分別・資源化が進み、資源化率の向上が期待される。

中間処理後の最終処分量（埋立ごみ量）に関しては、市民 1 人あたりの年間の最終処分量は、全国平均、京都府平均のいずれよりも多く、ごみ処理の効率化を図るとともに、不燃ごみとして排出する際の分別をさらに進めることが求められる。

現在、市では、最終処分場の整備を進められているところであり、近年中には、清掃事務所（焼却施設）、リサイクルプラザの改修が予定されている。こうした施設整備により本市のごみ処理が適正に実施されているところであるが、ごみ処理体制や施設の維持には多額の費用を要している。さらには、これからの持続可能な地域づくりに向けては、将来的な施設整備費や環境負荷の低減を目指し、市民がライフスタイルを転換して、更なる 3 R に取り組む必要がある。



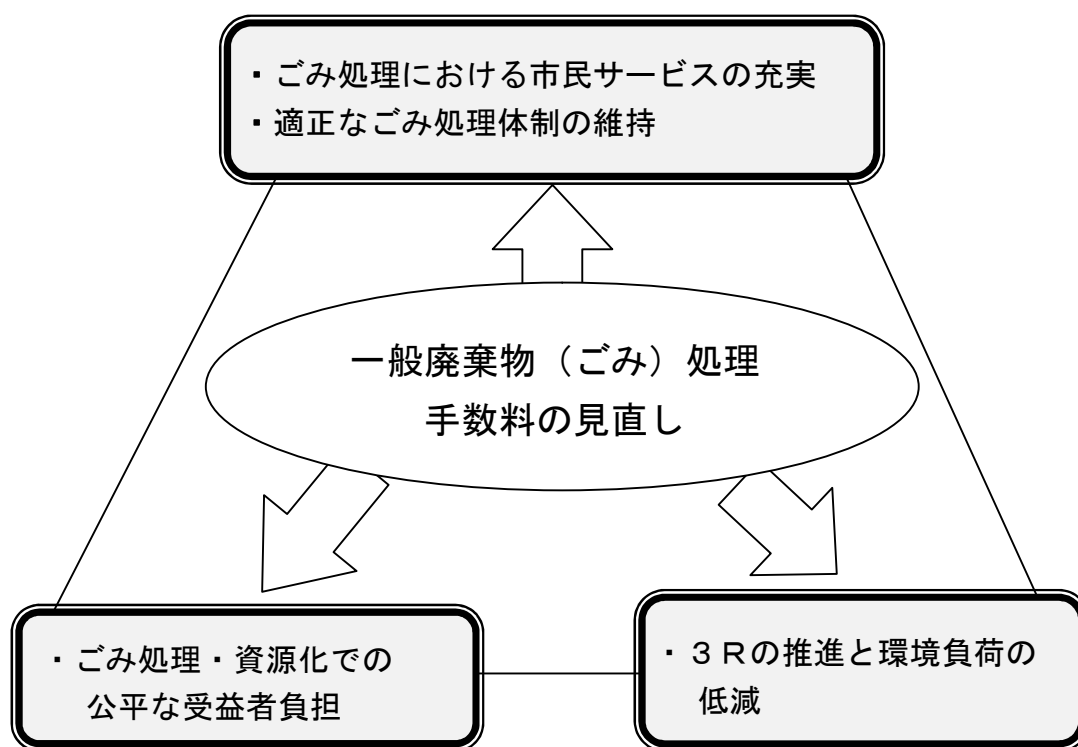
※「環境省一般廃棄物実態調査」をもとに作成

2. 審議事項の概要

市では、「ごみ処理における市民サービスの充実、適正なごみ処理体制の維持」「ごみ処理・資源化での公平な受益者負担」「3 Rの推進と環境負荷の低減」に対応するため、制度的・財政的基盤である『一般廃棄物（ごみ）処理手数料』の見直しにより、市民のライフスタイルの転換を促し、持続可能な地域づくりを進め、また、公平な受益者負担の実現を目指そうとしている。

本審議会では、市が示した下記のフロー【概要】を元に審議を行った。

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しのフロー【概要】



3. 中間答申

市民が等しくごみ分別に取り組み、分別したごみを出しやすい仕組みを構築するためには、資源ごみの収集回数の拡充や高齢者等への戸別収集の仕組みが不可欠である。

また、持続可能な地域として、この舞鶴を次なる世代に引き継ぐためには、私たちの世代が3Rをしっかりと推進し、ごみの埋立地（最終処分場）や環境への負担を軽減し、さらには将来発生する廃棄物処理施設の整備費用を小さくすることが重要となる。

一方で、現在、本市では埋立ごみなどの不燃ごみの処理費用がすべて無料となっているが、近隣市や他の自治体に目を向けると、不燃ごみの有料化や指定ごみ袋制に移行している例も多い。また、より安価にごみ処理をするため、舞鶴市民を装って近隣自治体から持ち込まれる越境ごみや、事業者による生活ごみを装った産業廃棄物の搬入など、本市の施設への不適正な搬入による処理施設や埋立地への影響が懸念される。

本市では可燃ごみ有料化等によりごみ減量を進めてきたところであるが、1人1日あたりごみ量は他市と比較して多い水準にある。なお、先行して不燃ごみの有料化、さらには、手数料水準の見直しを行っている自治体の多くでは本市以上のごみ減量を達成している。

このような中、ごみ減量や分別・資源化に取り組む市民と、排出量の多い市民との格差も広がりつつあり、ごみを出す人と費用負担の関係性を明確にし、市民が等しくごみ減量、資源化に取り組める仕組みが必要となっている。

こうした現状を鑑み、「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し」について、次のとおり中間答申する。

本市が埋立ごみ、プラスチック容器包装類、ペットボトルの有料化、可燃ごみ処理手数料の値上げ、直接搬入時の手数料を導入することは、市民サービスの充実やごみ処理体制の維持、3Rの推進と環境負荷の低減、公平な受益者負担の実現に有効な施策であると考ええる。

特に、不燃ごみの収集回数の拡充や戸別収集等の排出困難者への支援は、第4期審議会でも答申しているとおり、市民の利便に資するものであり、さらに資源化の推進にも繋がるため、早期に実施するよう要望する。

一方で、この度の手数料の見直しは、新たな市民負担が発生し、その負担感は市民それぞれに異なることから、導入にあたっては次の事項に留意し、市民の理解のもと進める必要がある。

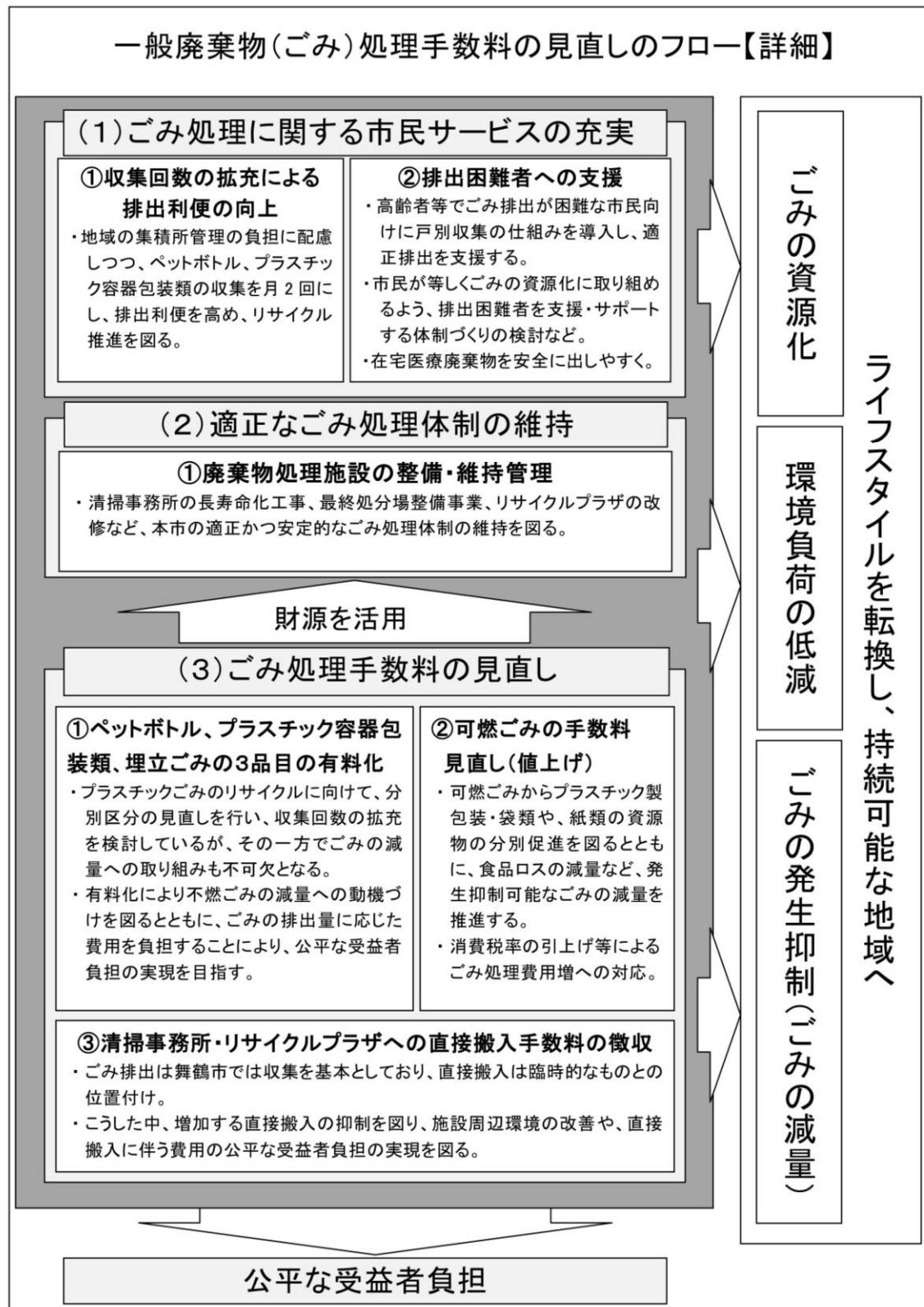
- ・本市のごみの状況やごみ処理施設に関する情報、ごみ処理に要する費用、手数料収入とその用途をしっかりと広報するとともに、見直しにあたっては市民に対して丁寧な説明を行う。
- ・新たな市民の負担は、本市の持続可能な地域づくりと、公平な受益者負担の実現を考慮して適正な水準とする。

以下、審議会での市の説明内容と審議内容について記述する。

4. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しと新たな施策について

ごみ処理手数料の見直しと新たな施策については、次のフロー図【詳細】が市から示されている。

以下、審議内容について個別に記載する。



(1) ごみ処理に関する市民サービスの充実

①収集回数の拡充による排出利便の向上

【市の取り組み案】

1) ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集の実施

- 不燃ごみ7種9分別を実施し、リサイクル対象品目の拡大を行ったことにより、プラスチックごみの資源化を進めることとなった。一方で、家庭で保管するごみ量が増加し、課題となっている。
- 集積所を管理する自治会の地域負担に配慮しつつ、ペットボトル、プラスチック容器包装類の収集回数を月2回とし、排出機会の拡充を図ることによりさらなるリサイクルの推進を図る。

【実施時期】

- 不燃ごみ（ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ）の有料化時

【第5期審議会での意見】

ペットボトル、プラスチック容器包装類については、多くの自治体では月4回、又は、月2回収集としている。本市のように現在の月1回の収集では、ごみの日と排出者の都合、または、ライフスタイルと合致しないと、長期間自宅でごみを保管しなければならなくなる。

さらには、プラスチック製の包装袋類の分別を推進するためにも、収集回数の拡充は必要と考える。

また、収集回数が増えると、ごみ出し支援にも参画しやすくなる。

一方で、収集回数の拡充により、自治会等の負担が増加することが無いよう配慮が必要である。

②排出困難者への支援

【市の取り組み案】

1) 高齢者等への戸別収集の実施

- 高齢等により自宅からごみステーションに排出できない場合で、ホームヘルプサービスを利用している等の一定の要件を満たした人を対象に民間事業者を活用した戸別収集を行い、廃棄物の適正排出の推進を図る。

2) 在宅医療等での不燃ごみ等排出支援

- 在宅医療廃棄物を安全に出し易く

在宅医療で排出される不燃ごみは、感染のおそれがあるため地域の不燃ごみ集積所には出せないこととしており、また、可燃ごみとしても出せないため、リサイクルプラザに直接搬入することとしている。

- 在宅医療では点滴バッグ等、多量にごみが発生するケースへの対応

点滴や透析で発生するバッグ類等、在宅医療で発生する不燃ごみは減量を行うことが難しく、在宅医療での負担が増加することにもなる。

在宅医療で発生する不燃ごみについては、一定の要件のもとで専用袋を配布し、安全に排出、収集することができるような負担軽減や仕組みづくりを行う。

※支援策は個人を対象とし、医療機関等の事業者が排出する廃棄物はこれまでから市では回収しておらず本支援事業の対象外とする。また、注射針等の感染のおそれがある廃棄物は市施設では処理ができないためこれまでどおり医療機関等で回収し、適正処理する。

3) ごみの分別や排出ルールの見直しに関する個別の説明など、排出困難者を支援・サポートする体制づくりの検討。

【第5期審議会での意見】

戸別収集については、行政が支援の対象とする基準づくりは重要であるが、それに加え、支援を市だけで判断するのではなく、基準や仕組みづくりや、また実際の運用に際しても、福祉現場の意見を聞くことが必要と考える。

在宅医療廃棄物は種類も多様であるため、市民にとって負担が少なく、わかりやすい分別ルールや排出方法を検討しなければならない。

また、排出困難者への支援には集積所を増やすことにより対応できるケースもあり、多様な視点から支援を検討してほしい。

(2) 適正なごみ処理体制の維持

①廃棄物処理施設の整備・維持管理

【市の取り組み案】

1) 廃棄物処理施設の整備

- すでに事業着手している清掃事務所（焼却施設）の長寿命化工事と最終処分場整備のほか、リサイクルプラザについても整備から20年が経過していることから、今後改修が見込まれる。適正なごみ処理体制を維持するため、大規模な施設整備・改修が必要となっている。

【各施設の更新予定】

- ・清掃事務所（焼却施設）長寿命化工事
事業期間：令和元年度～令和5年度
事業費：約37億円
能力：120 t / 24H
供用期間：令和6年度～（15年間）
- ・最終処分場（中間処理後一般廃棄物埋立施設）整備工事（増設）
事業期間：平成26年度～令和3年度
事業費：約14億円 ※埋立地のみの増設
能力：12万3千m³
供用期間：令和4年度～15年間（その後は新たな施設を整備）
- ・リサイクルプラザ（破碎・選別・圧縮・減容施設）の改修
状況：施設供用から約20年が経過し、近年中には大規模な改修が必要となっている。

2) 廃棄物処理施設の維持管理

- 本市では処理施設の維持管理に年間約15億円のごみ処理費用を要している。市では、これまでから廃棄物処理施設の維持管理費用の削減に努めてきたが、施設の老朽化、要修繕箇所の増加、人件費や材料費の高騰、委託業者等の働き方改革が進む中で、施設維持と経費削減の両立が難しくなっている。
- こうした社会的背景に加え、消費税率の引上げ等により施設の整備・維持に要する費用は増加傾向にある。
- 市としては、経費削減に努めつつも、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持する必要がある。

【第5期審議会での意見】

ごみ処理手数料や分別について考える際には、将来のごみ処理施設の整備費用や環境負荷の低減に向けて、現在の世代が将来の世代に対して何ができるのか、長期的視点で考える必要がある。

そのためには、ごみ処理施設の見学の機会を設けることや、その建設や維持管理費用を市民に見えるようにするなど、市民の理解を醸成する情報発信が重要となる。

また、ごみ減量の取り組みにより、将来どのようにごみ処理費用が減少するのかという長期的な視点が大切であり、ごみ処理基本計画の中間見直しを検討する中で考慮する必要がある。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

①不燃ごみ(ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ)の有料化

【市の取り組み案】

- 1) 不燃ごみ（ペットボトル、プラスチック容器包装類、埋立ごみ）の有料化
- 埋立ごみ、ペットボトル、プラスチック容器包装類については、指定ごみ袋制により料金を徴収する「不燃ごみの有料化」を行う。（単純従量制、ごみ処理手数料制）
 - 有料化により、ごみ減量や再使用、資源化に向けての市民の動機づけを進め、環境負荷の低減や循環型社会の形成を推進する。また、ごみの排出量に応じて費用負担する仕組みにすることで、公平な受益者負担の実現を目指す。
 - プラスチックごみに関しては、2019年6月のG20サミットにおいて、2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることが確認されるなど、プラスチックごみの削減や流出防止に向けては、国内外で取り組みが進められている。こうした中、海と共に歩み、発展してきた本市としても、海洋環境の保全とごみ減量の観点から、プラスチックごみの発生抑制に向けさらなる取り組みを進める必要がある。

【手数料水準】

- 近隣自治体や産業廃棄物の水準、市の廃棄物処理費用等を考慮して検討
- ペットボトル、プラスチック容器包装類の手数料は、可燃ごみ、埋立ごみよりも料金水準を抑え、分別を促しつつ、発生量を削減する。

【第5期審議会での意見】

埋立ごみは、埋立地への負荷を考えると有料化の優先順位は高い。

ペットボトル、プラスチック容器包装類については、分別促進を図りつつも、有料化により発生抑制にも誘導し、プラスチックごみの削減を進めることが大切である。

有料化にあたっては、分別区分見直しによるごみの質的・量的な変化など、ごみの現状についての情報発信を行うとともに、有料化の目的や必要性の周知が不可欠である。

また、有料化による負担感は市民により異なることから、負担軽減措置や小売店等での店頭回収、拠点回収の充実等により排出機会の確保を図り、負担感を大きく感じる市民への配慮が必要である。

②可燃ごみの手数料見直し（値上げ）

【市の取り組み案】

1) さらなるごみ発生抑制に向けての必要性

- 本市では、平成 17 年に可燃ごみの有料化を実施し、約 20%のごみ減量を図ったところであるが、近年の 1 人 1 日あたりごみ量は横ばい傾向となっている。
- 平成 29 年度には京都府の 1 人 1 日あたりごみ量は 843 g となっており、舞鶴市総合計画においても令和 4 年度には 896 g までごみ減量を図ることを目標としている。一方で、平成 29 年度の本市の実績は 929 g となっており、京都府平均に向けては 9.2%、市目標に向けては 3.5%の減量が必要となっており、1 人 1 日あたりごみ量の減量に向け、さらなる発生抑制施策が必要。
- 近年、プラスチックごみや食品ロスの削減など、ごみ減量への社会的要請はますます高まっており、こうした中、ごみ減量に取り組む市民とそうでない市民の間での取り組みの差は拡大している。ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担の実現を目指すことが必要となっている。

2) 適正なごみ処理体制の維持からの必要性

- 消費税率の引き上げにより、収集業者や工事業業者への支出や、廃棄物処理施設の維持を図る各種委託料など、施設の整備・維持に要する経費は増加し、経費削減のみでは既存の処理体制の維持は難しい。
- 今後、新規の施設整備や大規模な施設改修が必要となる中で、適正かつ安定的なごみ処理体制を維持し、その財源確保を図ることが必要となっている。
- 全国的にも、また、近隣他市においても消費税相当分の料金改定や、ごみの発生抑制を推進するための手数料の値上げを行っている。

【第 5 期審議会での意見】

不燃ごみ 7 種 9 分別収集の実施により、プラスチック製の包装・袋類の分別収集、資源化が行われることとなったが、他市と比較しても可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は多く、また、食品ロスのさらなる減量や、紙ごみの分別へ誘導する必要がある。

プラスチック製の包装・袋類の分別により、ごみ減量に向けて一定の啓発効果は認められるものの、更なるごみ減量に取り組む必要が無くなっているわけではなく、多量にごみを排出する人には相応の負担をしてもらうという公平な受益者負担の実現にも目を向ける必要がある。

不燃ごみ 7 種 9 分別収集を実施して、すぐに可燃ごみの処理手数料の値上げや不燃ごみの有料化ということになると、市民の理解も得にくい。このため、舞鶴市のごみの状況や、ごみ処理や施設整備費用と合わせて、収入の状況についてもしっかりと説明する必要がある。

③清掃事務所・リサイクルプラザへの直接搬入手数料の徴収

【市の取り組み案】

1) 直接搬入手数料の徴収

- 本市でのごみ排出では、ごみ処理施設の近隣者と遠方者との間での公平性や施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して、「収集」を基本としている。
- 一方で、施設への直接搬入量は年々増加しており、施設周辺の環境悪化や道路渋滞など生活環境への影響、さらには、施設での誘導や分別指導、設備等に特別な費用を要することになっている。
- 特に、不燃ごみに関しては、近隣自治体では有料化されているが、本市では無料で受け入れをしていることもあり、市外在住者や事業者による不適正なごみ搬入が行われ、舞鶴市民の負担が増加する結果となっている。
- こうしたことから、施設での受け入れ体制整備等に要する特別な費用については利用者が負担する仕組みとすることで、直接搬入を利用する人・しない人との間の公平な受益者負担の実現を図る。

【手数料水準】

- 近隣自治体や産業廃棄物の水準、市の廃棄物処理費用等を考慮して検討

【第 5 期審議会での意見】

直接搬入は臨時であるということを改めて市民が認識し、ライフスタイルや慣習の見直しを含めて考える必要がある。

利用者は、地域との関係性やライフスタイル等の事情があつて、集積所にごみ出しができない人がやむを得ず行っている側面もあるかもしれないが、その一方で、搬入者の都合で利用しているという側面もある。

こうした中、廃棄物処理施設の周辺の地域や環境への配慮、また、搬入車両が排出する排気ガスやCO₂削減などの環境負荷の点からは、現状は好ましい状況とは言えない。

直接搬入が大きく増加している中、直接搬入の仕組みを必要としている市民も多いものと考えられる。直接搬入の件数を減らすことと、利用者へのサービスとのバランスを取った制度設計を行う必要がある。

(4) 其他のごみ減量施策、適正排出に向けて

【市の取り組み案】

- 1) ごみの集積所への排出について
 - ①自治会向けのごみ集積所管理ルール
 - ②ごみ集積所の台帳整理
- 2) 2Rを推進するための新たな取り組み
 - ①レジ袋の有料化
 - ②リユース活動の活性化
- 3) 適正排出を推進する環境づくり
 - ①店頭回収や過剰包装の抑制など小売店による自主的な取り組み推進
- 4) 既存事業（可燃ごみ処理手数料収入を活用した事業）
 - ①不法投棄対策（パトロール、啓発看板）
 - ②環境美化啓発看板の作成・配布
 - ③ボランティア清掃活動支援（専用袋の配布、ごみ回収）
 - ④紙おむつ専用袋の作成・提供
 - ⑤古紙等資源回収報奨金
 - ⑥ごみ分別ルールブック、ごみ減量ちらしの作成・配布 など
- 5) 第4期審議会答申によるもの
 - ①食品ロスの減量啓発（3キリ運動の推進、食べ残しゼロ推進店舗の活用など）
 - ②プラスチックごみの減量（減量啓発、レジ袋有料化など）
 - ③リユース活動（情報発信など）
 - ④事業系ごみの減量（清掃事務所での事業系ごみの搬入物検査や展開検査、指導、多量排出事業者への対応等、ごみの受け入れ体制の見直し）
 - ⑤紙ごみ（分別啓発、資源化ルート確保）
 - ⑥公平な受益者負担の実現（越境ごみ・ただ乗り対策、受け入れ体制の見直し）
 - ⑦立ち番（管理ルールの整備、立ち番の任意化、学習機会の確保）
 - ⑧戸別収集（家族力・地域力を損なわない戸別収集の実施）
 - ⑨排出機会の確保（店頭回収、拠点型集団回収、公共施設での拡充、紙おむつ専用袋の交付拠点拡充、ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集）

⑩コミュニティの維持・活性化（自治会活動への支援、自治会への情報提供、共有、意見交換、集団回収やリユースへの支援）

【第 5 期審議会での意見】

小売店等の事業者でもごみ減量やリサイクルなどの自主的な取り組みをしているが、コストばかりかかる印象がある。事業者向けの施策や啓発をもっと実施すべき。

拠点回収は必ずしも行政が行う必要はなく、スーパーや小売店等に協力を求めることもできる。こうした民間の取り組みの活発化や自治会での資源回収活動の支援、グリーンコンシューマーやエシカル消費に関する情報提供などは、不燃ごみ等の有料化に負担感を感じる市民の受け皿にもなり、検討してはどうか。また、今後 3 R 施策を進めるにあたり、ごみ処理基本計画の見直しの際に盛り込むことも検討すべき。

また、自治会等で資源ごみを回収して有効活用する仕組みや、販売者や生産者が資源ごみを回収する仕組みを整備することは大切であり、そうした取り組みの活性化は必要である。

ごみ減量については、ごみを減量したらポイントが貯まるなどごみを減らすことでメリットがあるような仕組みがあれば、更にごみ減量が進むのではないかな。

おわりに

第5期舞鶴市廃棄物減量等推進審議会では、舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに向けて、ごみ処理手数料の見直しに関して先行して議論した。

審議会としての答申は以上のとおりであるが、市においては、ごみ処理手数料の見直しは市民の負担の増加が伴うことに留意し、ごみ処理施設に関する長期的な展望や、手数料の見直し内容について市民にしっかりと情報発信し、市民の理解のもと、円滑なごみ処理施策の運営に努められたい。

また、ごみ処理手数料の見直しについては、中間答申の内容を尊重し、ごみ処理手数料の見直し案並びに各種施策の具体化を図るとともに、実施に向けては本審議会へしっかりと説明を行うよう要請する。

本審議会では、引き続き一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しについて審議することになる。今後は、3Rの推進はもちろんであるが、国際的な脱プラスチックの動きや海洋プラスチック対策、また、食品ロスの削減などの今日的な課題を考慮し、持続可能な地域づくりに向け議論を深めたいと考えている。

舞 市 生 第 579 号
平成 31 年 3 月 25 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山 川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良 三



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第3条に基づき
次のとおり諮問します。

記

【諮問事項】

1. 舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し
2. 一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し

【諮問理由】

現在の舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：2016年度～2025年度）につきましては、2016年（平成28年）に策定し、本市の廃棄物減量・資源化施策を推進してきたところでありますが、2021年度からの後期5年を迎えるにあたり、現計画において「主要な施策」に位置付けている事業の具体化や、第4期審議会の答申を考慮した計画の見直しについて検討する必要があります。

とりわけ、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに関しましては、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化やごみ排出の利便性向上の検討について第4期審議会から答申をいただいているところであり、市といたしましても、平成17年の可燃ごみの有料化から約13年が経過する中、環境負荷の低減と資源の有効な活用、ごみ処理の効率化などの観点から、可燃ごみ、不燃ごみの発生抑制、分別推進に向けたさらなる取り組みを進める必要があるものと考えております。

近年、国連における「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以降、海洋プラスチックや食品ロスなどの廃棄物の問題に対する国際的な関心は高まっており、国においては『プラスチック資源循環戦略』の策定を進めるなど、廃棄物をめぐる国内外の取り組みが大きく進展しようとしています。

こうした中、市におきましては、長期的視野に立った廃棄物減量施策の推進と処理体制の構築、施設の整備について具体的な取り組みを進める必要があります。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し、並びに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（第5期）

（任期：平成30年10月5日～令和2年10月4日）

	氏 名	所 属 名 等
副会長	アオ ヤマ コウ ソウ 青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授 京都地域未来創造センター 統括マネージャー
	ウツ ミ海 シ志 ノ伸 内 海 志 伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	オ 上 リョウ スケ 尾 上 亮 介	まいづる環境市民会議 顧問
	キ タニ エ ミ 木 谷 絵 美	倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター 管理者
副会長	シナ タ マサ アキ 品 田 正 明	舞鶴自治連・区長連協議会 顧問
	タ ナカ チ マ 田 中 小 満	市民
	タニ グチ エイ コ 谷 口 英 子	NPO法人 まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	ニシ ヤマ タカ シゲ 西 山 隆 成	舞鶴商工会議所 専務理事
	フジ フラ タカ コ 藤 原 貴 子	舞鶴YMCA国際福祉専門学校 教務部長
	マル ヤマ タク ヤ 丸 山 拓 哉	公益社団法人 舞鶴青年会議所 理事長
	モリ シノブ 森 志 乃 ぶ	市民
会長	ヤマ カワ ハジメ 山 川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

（敬称略、五十音順）

審議日程

第 1 回	1 月 22 日	◆会長、副会長の選出 ◆報告 ①市の取り組みの進捗状況について ②ごみ減量・リサイクルをめぐる最近の動向について
第 2 回	3 月 25 日	◆諮問 ①舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し ②一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直し ◆協議 ①諮問の経過について ②舞鶴市のごみの状況について ③不燃ごみの有料化について
第 3 回	5 月 27 日	◆報告 ①不燃ごみ 7 種 9 分別の実施状況について ②小型家電等収集管理システム導入可能性調査の実施状況について ◆協議 ①可燃ごみ処理手数料の見直しについて ②直接搬入手数料の見直しについて ③ごみ処理費用・収入の状況について
第 4 回	8 月 19 日	◆意見交換
第 5 回	10 月 29 日	◆協議 中間答申素案
第 6 回	11 月 日	◆協議 中間答申案 ◆中間答申（予定） 以降、ごみ処理基本計画の中間見直しについて審議（予定）
	令和 2 年 10 月	◆最終答申（予定）